

土壌汚染調査技管 さらに狭き門へ

土対法ガイド 大幅増ページ

土 環 センター セミナー 高い関心

土壌汚染調査技術管理者試験はさらに難易度が上がりそうだ。環境省が2日に公表した「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」(改訂版)を見た関係者から、今年12月に2回目を迎える土対法に基づく土壌汚染調査技術管理者試験がさらにレベルアップする可能性を示唆する声が相次いでいる。改訂版は先月公布された改正省令などを踏まえた記述を盛り込み、昨年公表された暫定版に比べ、大幅にページが増え、試験範囲の増加が必至だ。ガイドラインの作成に協力した土壌環境センターでは昨年同様に改訂版の販売、ガイドラインの解説セミナーを開催する予定だが、高い関心を集めそうだ。

**第2回試験
12月に迫る**

ガイドラインは昨年改正された土対法に基づく土壌汚染調査、措置の実務でのポイントをまとめたもの。昨年7月に暫定版が公表された。改正土対法では、指定調査機関に土壌汚染調査技術管理者試験の合格者の設置を義務付け、試験対策

としてガイドラインへの関心は高い。昨年12月に行われた土壌汚染調査技術管理者の第1回試験は、合計5554人が受験したものの合格者は1055人、合格率は19・0%と非常に厳しい結果となっている。昨年は調査、措置、法令等の3区分で試験が行われ、受験した多くの関係者が「想像以上に調査以外の分野の出題が多かった」と話すなど試験のハードルは高い。こうした中、今回の改訂では、先月公布された改正省令を踏まえ、形質

変更時要届出区域を原因によって区分する一般管理区域や埋立地管理区域、自然由来特例区域、埋立地特例区域などを新たに盛り込み、計160ページもの増加となった。増えた項目は主に調査に関連する項目だが、関係者によると、「区域の区分の判断など詳細に記述されており、頭に入っておく知識は大幅に増えた印象」と話しており、昨年に比べて試験の出題範囲が増え、試験のハードルが高くなることは必至だ。

自然由来特例区域などへの該当性の判断は、土地の所有者等から示された資料などを参考に指定調査機関がその該当性を示し、都道府県知事が判断することとなるため、指定調査機関の役割、責任は増すことになる。すでに今年度の試験を見通した任意のセミナーなどが開かれているが、受験希望者はこの改正省令を踏まえた自然由来特例区域等の区分の仕方などについて改めて学習する必要がある。今後土環センターで予定している解説セミナーも昨年同様

高い関心を集めるだろう。なお、改正土対法施行前に指定された調査機関については、13年3月31日までは技術管理者証の交付を受けた者とみなす経過措置が取られているが、それ以降、試験合格者を設置していない場合、指定調査機関の資格が失効する。